



福医国発第 120 号

令和 6 年 3 月 28 日

各医師会長 殿

福岡県医師国民健康保険組合

理事長 蓮 澤 浩 明



第 3 4 期組合会議員の選任について（依頼）

拝啓 春寒の候、貴職益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、本組合の事業運営につきましては、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、去る令和 4 年 4 月に選任されました本組合の組合会議員は、本年 3 月 31 日をもって任期満了となります。

つきましては、ご多用中誠に恐縮に存じますが、福岡県医師国民健康保険組合組合会議員選挙規程第 4 条及び第 5 条の規程により、貴医師会地区の甲種組合員の中から組合会議員 1 名をご選任の上、来る 4 月 26 日（金）までに別紙選挙録によりご回示下さいますようお願いいたします。

なお、福岡県医師国民健康保険組合組合会議員選挙規程の写を同封いたしますので、よろしくお取り計らい下さいますよう重ねてお願いいたします。

おって、第 3 4 期組合会議員の任期は、規約第 3 4 条の規定により、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 2 年となっておりますので申し添えます。

敬 具

分会名	氏名カナ	正式氏名	医療機関名
小郡市	フルカワ カズヒロ	古川 和宏	医療法人 古川医院
小郡市	カメイ ヒデア	亀井 英也	医療法人 協和病院
小郡市	ニシハラ カンジ	西原 貫二	西原内科医院
小郡市	キクチ タカシ	菊池 卓	菊池整形外科医院
小郡市	トミヤス ヨシヒサ	富安 祥尚	医療法人祥成会 富安医院
小郡市	アカマツ セイイチロウ	赤松 誠一郎	赤松医院
小郡市	マツクマ 効ナリ	松隈 孝則	松隈産婦人科クリニック
小郡市	ナガタ マサカズ	永田 正和	医療法人 永田皮膚科医院
小郡市	タカヒサシ	田中 久志	田中耳鼻咽喉科医院
小郡市	クリタ シゲジロウ	栗田 茂二郎	栗田耳鼻咽喉科
小郡市	ハマサキ ケイ	浜崎 恵	医療法人 浜崎外科整形外科医院
小郡市	モウリ ヤスシゲ	毛利 康茂	
小郡市	シノハラ ヤスキ	篠原 康之	医療法人 くわの眼科医院
小郡市	キノシタ ショウヘイ	木下 昇平	医療法人 きのした小児科クリニック
小郡市	ナカハラ トシヒサ	中原 俊尚	中原内科クリニック
小郡市	ハシモト マサアキ	橋本 雅晶	医療法人春龍会 橋本眼科医院
小郡市	ヤマシタ タクロウ	山下 拓郎	医療法人 山下泌尿器科医院
小郡市	ヒロセ マチエ	廣瀬 真恵	医療法人 広瀬眼科医院
小郡市	ハヤシ コウイチ	林 晃一	
小郡市	ヨシタケ ヤスヒロ	吉武 靖博	ヨシタケ脳神経外科クリニック
小郡市	ウラエ ミユキ	浦江 美由紀	松尾医院
小郡市	フルカワ テツヤ	古川 哲也	医療法人 古川医院
小郡市	ヤマシタ ヤスヒロ	山下 康博	医療法人 山下こどもクリニック
小郡市	タカハシ カズオ	高橋 一石	高橋クリニック
小郡市	シバ タシロウ	柴田 史朗	柴田メンタルクリニック
小郡市	サトウ ノリオ	佐藤 典生	医療法人 さとう産婦人科
小郡市	クラカ ケイ	倉岡 圭	医療法人 倉岡医院
小郡市	アカシ ヒロミ	明石 廣海	あかし心療クリニック
小郡市	ヒヤマ ジュンイチロウ	肥山 淳一郎	医療法人 ひやま会
小郡市	ヤマグ チツカサ	山口 司	山口整形外科クリニック
小郡市	タカエイジ	田中 英二	田中クリニック
小郡市	クドウ ユシヨキ	工藤 嘉公	くどうこどもクリニック
小郡市	トミタ マサル	富田 克	楡の木クリニック
小郡市	ニシハラ ミチヒデ	西原 通秀	西原内科医院
小郡市	ナガタ ヒロシ	永田 寛	医療法人 永田皮膚科医院
小郡市	トミタ ヒデアハル	富田 英春	とみた内科循環器科
小郡市	テラチ ショウタ	寺地 昭太	
小郡市	ワキモト リュウジ	脇元 隆次	くつろぎこころのクリニック
小郡市	ワタナベ メグミ	渡辺 恵	めぐみ内科
小郡市	シマダ テツロウ	島田 哲郎	
小郡市	ヤイタ キョウコ	八板 京子	
三井郡	クマシロ ヒロミチ	神代 弘道	神代病院
三井郡	カマチ ヒサシ	蒲池 壽	医療法人壽光会 蒲池医院
三井郡	サガ ラマシ	相良 正志	さがら整形外科
三井郡	マツユキ マコト	松行 眞門	医療法人 まつゆき小児科医院
三井郡	タカヤスキ	田中 泰之	田中内科医院
三井郡	イシダ キヨカズ	石田 清和	医療法人北野三清会 石田医院
三井郡	オゴウ ヨシオ	淡河 喜雄	大城診療所
三井郡	オガワ ノブミ	小川 希	医療法人 小川眼科医院
三井郡	ハギ オヨシフミ	萩尾 良文	萩尾耳鼻咽喉科医院
三井郡	ニノミヤ ヤスアキ	二宮 康明	にのみや整形外科

福岡県医師国民健康保険組合組合会議員選挙録

1. 選挙区 医師会地区
2. 定数 名
3. 選挙の方法
4. 選挙年月日 令和 年 月 日
5. 選挙の内容
(1) 投票総数 票
(2) 有効票数 票
(3) 投票数 下記のとおり

氏名	投票数	当落の別	住所
	票		
	票		
	票		
	票		
	票		
	票		
	票		
	票		

上記のとおり選挙の結果を報告します。

令和 年 月 日

選挙長 _____ 印

福岡県医師国民健康保険組合理事長 殿

(注) 無投票の場合は「3. 選挙の方法」欄を無投票とし、「氏名」欄に当選者氏名を記載して下さい。

福岡県医師国民健康保険組合組合会議員選挙規程

(目的)

第1条 この規程は、この組合の組合会議員選挙について必要な事項を定めることを目的とする。

(組合会議員)

第2条 組合会議員は、甲種組合員が各選挙区において、甲種組合員の中からこれを選挙する。

(選挙人)

第3条 選挙は、これを行う年の1月1日現在の甲種組合員においてこれを施行する。

(選挙区)

第4条 選挙区は、各郡市医師会地区をもって選挙区とする。

(定数)

第5条 組合会議員の定数は、各選挙区につき1人とする。ただし、甲種組合員が100人を超える選挙区においては、200人又はその端数を増す毎に1人を加える。

(選挙長)

第6条 選挙長は、当該選挙において甲種組合員中より選任する。

(投票)

第7条 選挙は、無記名投票によりこれを行う。

(選挙録)

第8条 選挙長は、選挙が終わったときは直ちに選挙録を調整し、これを速やかに組合に報告しなければならない。

(選挙規程)

第9条 組合会議員選挙については、この規程に定めるもののほか、各郡市医師会又は福岡県医師会選挙規程によるものとする。

第10条 この規程に定めなき事項は、理事会の議を経てこれを定める。

附 則

1. この規程は、昭和53年4月1日から施行する。
2. 福岡県医師国民健康保険組合組合会議員選挙規程（昭和35年8月1日）は、廃止する。